

○龍ヶ崎市家庭ごみのおはようSUN訪問収集実施要綱

平成15年2月28日

告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭系一般廃棄物、粗大ごみ、特定家庭用機器及び資源物（以下「家庭ごみ」という。）の排出に支障を来している高齢者、障がい者等の負担を軽減し、併せて安否の確認をすることにより、高齢者及び障がい者等の福祉に資すること並びに市民サービスの向上を目的とする。

(おはようSUN訪問収集の内容)

第2条 龍ヶ崎市の家庭ごみ収集は、原則として屋外の一定の場所（ごみ集積所等）に出された家庭ごみを収集することを基本としているが、家庭ごみの排出に支障を来している高齢者及び障がい者の福祉の増進の観点から、当該高齢者及び障がい者が属する世帯の住宅敷地から、市が家庭ごみの収集（以下「おはようSUN訪問収集」という。）を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物（し尿を除く。）をいう。
- (2) 粗大ごみ 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2項第2号に規定する粗大ごみをいう。
- (3) 特定家庭用機器 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器が廃棄物となったもののうち特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条に規定する再商品化等が可能なものをいう。
- (4) 玄関先等 玄関の内側又は外側その他市長と本人又は利用しようとする世帯の構成員のほか、当該構成員以外の親族（以下「申込者等」という。）とで協議し、決定した場所をいう。

- (5) 資源物 ビン、カン、紙、布、ペットボトル及び白トレイをいう。
(対象者)

第4条 この要綱に基づき、おはようSUN訪問収集を受けることができる世帯は、市内に居住している者で構成され、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、その世帯の構成員では家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者の一人暮らしの世帯

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）を受けた者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年省令第58号）第1条第1項第1号から第5号までの規定により要介護1から要介護5までの認定を受けたもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級（以下「障害程度等級」という。）の視覚障害又は肢体不自由1級若しくは2級に該当する障がいをするもの

- (2) 前号ア及びイに規定する者のみで構成されている世帯

- (3) その他前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める世帯

(利用の申込み)

第5条 おはようSUN訪問収集の利用を希望する世帯は、申込者等が龍ヶ崎市おはようSUN訪問収集申請書（様式第1号）により利用申込みを行うものとする。

- 2 おはようSUN訪問収集の申請場所は、福祉総務課、障がい福祉課及び廃棄物対策課の窓口とする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容をおはようSUN訪問収集に関する調査票（様式第2号）により審査した上、

利用の可否について決定し、龍ヶ崎市おはようSUN訪問収集決定通知書（様式第3号）により、当該申込者等に通知するものとする。

（収集するごみの排出方法等）

第7条 おはようSUN訪問収集を利用する世帯は、原則として、家庭ごみを龍ヶ崎市が定める方法により分別し、玄関先等に出すものとする。

（収集日時）

第8条 おはようSUN訪問収集を実施する日は、市長と申込者等との協議の上、決定する。ただし、龍ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年龍ヶ崎市条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる日は、おはようSUN訪問収集は実施しない。

2 収集時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間の指定の時間とする。

（収集方法）

第9条 おはようSUN訪問収集は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物

ア 個人住宅については、前条の規定により決定された収集日時に第6条の規定によりおはようSUN訪問収集の利用決定のあった世帯（以下「利用世帯」という。）の構成員に声を掛けて、安否の確認を行い、その玄関先等から収集を行う。

イ 集合住宅については、申込者等及び管理者等との協議の上、決定した収集方法により収集する。

(2) 粗大ごみ及び特定家庭用機器

原則として利用世帯宅の玄関先等から収集する。ただし、申込者等が屋外へ持ち出すことができない場合は、この限りでない。

（収集の開始及び中止）

第10条 おはようSUN訪問収集は、収集を決定した後、速やかに開始するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該おはようSUN訪問収集を中止するものとする。

(1) 利用世帯の構成員のほか、当該構成員以外の親族、当該構成員の日々の介護に携わる者などから収集を中止したい旨の申し出があったとき。

(2) 利用世帯の構成員の変更又は要介護認定若しくは障害程度等級に変更が生じ、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(費用負担)

第11条 粗大ごみ及び特定家庭用機器の収集を受ける申込者等は、条例第31条第1項に規定する手数料を支払うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この告示は、平成15年3月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月24日告示第26号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月12日告示第18号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月14日告示第60号)

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日告示第67号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月28日告示第44号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年1月18日告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年3月11日告示第30号)

(施行日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の龍ヶ崎市家庭ごみのおはようSUN訪問収集実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後におはようSUN訪問収集の利用申込みがあった世帯について適用し、施行日前におはようSUN訪問収集の利用申込みがあった世帯については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年3月31日告示第83号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和 6 年 1 2 月 4 日告示第 1 6 1 号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和 8 年 3 月 1 9 日告示第 4 9 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の龍ヶ崎市家庭ごみのおはよう SUN 訪問収集実施要綱の規定にかかわらず、この告示による改正前の龍ヶ崎市家庭ごみのおはよう SUN 訪問収集実施要綱の規定による様式は、当分の間、これを補正して使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

(表)

龍ヶ崎市おはようSUN訪問収集申請書

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

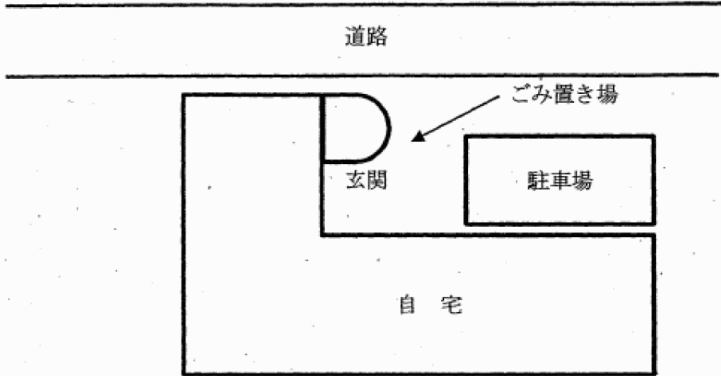
申請者 住所
氏名
電話

下記のとおりおはようSUN訪問収集を受けたいので、申請します。

対 象 者	住所					
	氏名		電話			
	要介護認定の区分(要介護度)			要介護(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)		
	身体障害者手帳の種別・等級			☐ 視覚障害 (1級 ・ 2級) ☐ 肢体不自由(1級 ・ 2級)		
申請理由						
世 帯 員 の 状 況	氏 名		続柄	備考(要介護度・障がいの程度等)		
			本人	上記対象者のとおり		
緊 急 連 絡 先	連 絡 先 1	住 所			対象者との関係	
		氏 名			電 話	
	連 絡 先 2	住 所			対象者との関係	
		氏 名			電 話	
ごみ出し協力者の有無			☐ 有(近隣の親族 ・ 近隣の住民) ☐ 無			

※介護保険被保険者証・身体障害者手帳等の要介護度・障がいの状況等を確認できるもの
をご持参ください。(裏面にも記入願います。)

(裏)

希望収集曜日	☐ 毎週火曜日	☐ 毎週金曜日
敷地内見取図(ごみを置いておく場所)		
(記入例)		
		

様式第2号(第6条関係)

おはようSUN訪問収集に関する調査票(所管の意見書)

申請者 住所

氏名

申請者の現状は次のとおりです。

- ☐ 要介護認定を受けている者の一人暮らしの世帯
(要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)
- ☐ 身体障害者手帳の交付を受けている者の一人暮らしの世帯
(☐ 視覚障害(1級・2級)☐ 肢体不自由(1級・2級))
- ☐ 上記に該当する者のみで構成される世帯
- ☐ その他上記に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める世帯

【その他世帯の状況(第4条第3号に該当する状況)】

処 理 欄	
福祉総務課	障がい福祉課

* 廃棄物対策課押印

課 長	課長補佐	主 査 係 長	グループ員

様式第3号(第6条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住所(所在地)
氏 名

龍ヶ崎市おはようSUN訪問収集決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたおはようSUN訪問収集の利用について、
下記のとおり決定したので、龍ヶ崎市家庭ごみのおはようSUN訪問収集実施要綱第6条の規
定により通知します。
年 月 日

龍ヶ崎市長

記

決 定 区 分	☐ 実施する ☐ 実施しない
収集開始日	年 月 日から
収集曜日	
収集時間	
利用者住所	
利用者氏名	
*利用しない理由	

備考

- 1 おはようSUN訪問収集は、協議で定めたスケジュールで利用していただきます。
- 2 都合によりおはようSUN訪問収集を利用しない日がある場合には、事前に廃棄物対策課
まで御連絡をお願いいたします。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）